

# 令和6年度 査察の概要

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

国税査察官は、経済取引の広域化、デジタル化、国際化等による脱税の手段・方法の複雑・巧妙化など、経済社会情勢の変化に的確に対応し、悪質な脱税者に対して厳正な調査を実施しています。

## 1 査察調査の概要

### 【令和6年度 of 取組】

#### ○ 検察庁に告発した件数は34件、脱税総額（告発分）は31億円

悪質な脱税者に対して厳正な査察調査を実施し、34件を検察庁に告発しました。告発した査察事案に係る脱税総額は31億円であり、1件当たりの脱税額は91百万円でした。告発率は66.7%となりました。

#### ○ 消費税事案、無申告事案、国際事案のほか、社会的波及効果の高い事案を積極的に告発

消費税事案では、高級腕時計の輸出販売を装うため、インターネットで購入した安価な腕時計を用意し高価な腕時計を購入したとする領収証等を作成して、架空の課税仕入れ及び架空の輸出免税売上げを計上していた不正受還付事案などを告発しました。

また、自身が代表を務める法人の自己保有株式の譲渡収入を得ていた者や、動画配信サイトの運営会社から使用料収入を得ていた者が確定申告書を提出しなかった事案などの無申告事案を告発しました。

そのほか、ワクチン接種用のシリンジ（注射器筒）等の輸出販売業者が海外法人を利用し水増し仕入高を計上する方法により法人税を免れていた国際事案や脱税指南者が給与所得者に対し源泉所得税の還付を指南した事案などの社会的波及効果の高い事案を告発しました。

### 【令和6年度中の判決状況】

#### ○ 一審判決42件全てに有罪判決が言い渡され、5人に対して実刑判決

実刑判決のうち、査察事件単独で最も重いものは懲役10月、他の犯罪と併合されたものは懲役6年6月でした。

## 2 重点事案への取組

令和6年度においては、査察制度の目的に鑑み、特に、消費税事案、無申告事案、国際事案、時流に即した事案などの社会的波及効果が高いと見込まれる事案を重点事案として積極的に取り組みました。

### (1) 消費税事案

消費税に対する国民の関心が極めて高いことを踏まえ、消費税事案について積極的に取り組み、令和6年度は13件を告発しました。また、消費税の仕入税額控除制度や輸出免税制度を悪用した不正受還付事案は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性の高い事案であることから、引き続き積極的に取り組み、令和6年度は10件を告発しました。

年度	令和 2	3	4	5	6
告発件数	件 6	件 7	件 14	件 11	件 13

(注) 告発件数は、消費税不正受還付事案を含む。

### (参考) 消費税不正受還付事案の件数及び不正受還付額

年度	令和 2	3	4	5	6
告発件数	件 4	件 3	件 9	件 7	件 10
不正受還付額	百万円 65	百万円 242	百万円 768	百万円 167	百万円 225

(注) 1 告発件数は、ほ脱犯との併合事案を含む。

2 不正受還付額は、加算税を除き、未遂の還付額を含む。

### トピック1 時計販売業者の消費税不正受還付事案を告発

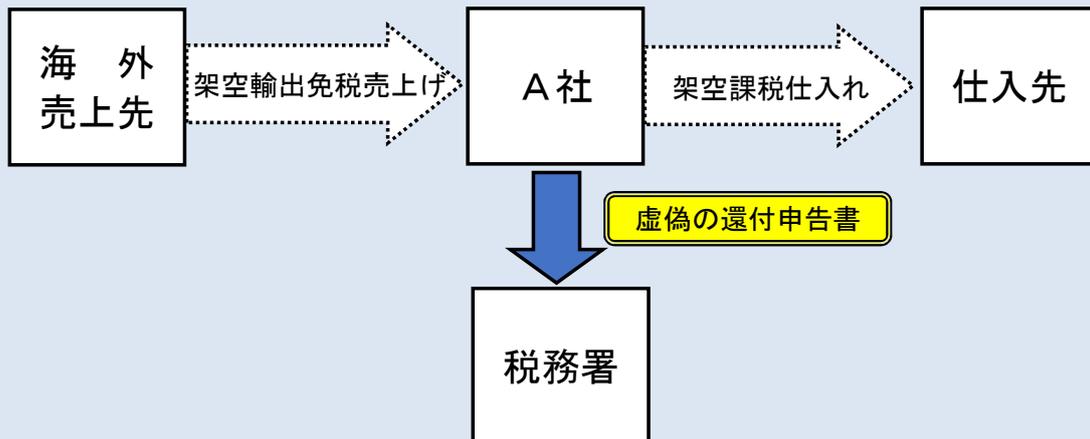
領収証等を偽造し、架空の課税仕入れを計上した消費税の不正受還付事案を告発しました。

#### 【事例】

A社は、時計の販売業等を行っているものですが、領収証等を偽造した上、架空の課税仕入れを計上し控除対象仕入税額を過大に計上するとともに、海外法人に対して架空の輸出免税売上げを計上する方法により、不正に多額の消費税の還付を受けたとして告発しました。

なお、所轄税務署において還付を保留した消費税額についても、未遂犯として告発しています。

(参考) 消費税の不正受還付に係る未遂処罰規定は、悪質性の高い消費税の不正受還付事案に厳正に対処するため、平成23年に創設されました。



### トピック2 不動産賃貸業等を行っている関係会社7社の消費税不正受還付事案を告発

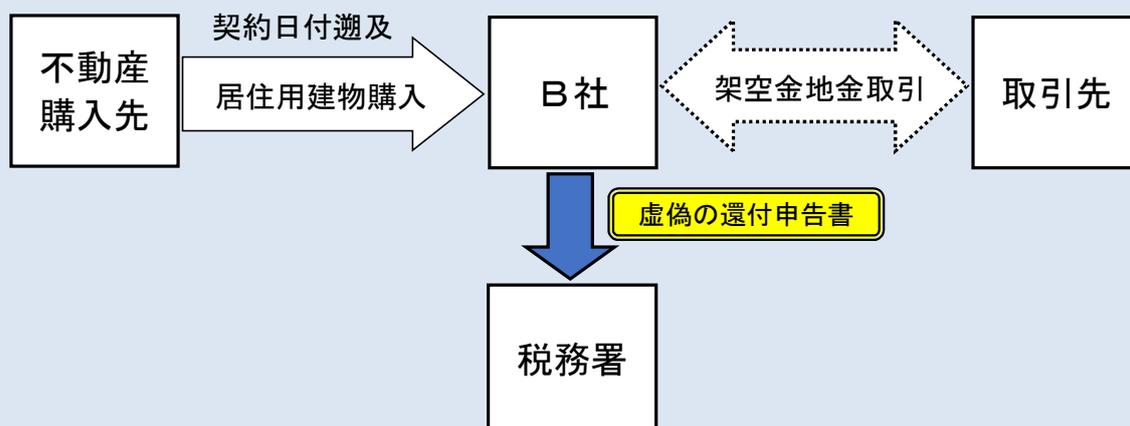
仕入税額控除の経過措置の悪用や課税売上割合を偽装するなどした消費税の不正受還付事案を告発しました。

#### 【事例】

B社ほか6社は、不動産賃貸業を行っているものですが、仕入税額控除の経過措置を悪用し、居住用賃貸建物の取得に係る契約締結日を遡及した上、金地金取引を行ったと装い、課税売上割合を95%以上とするなどの方法により、不正に多額の消費税の還付を受けたとして告発しました。

なお、所轄税務署において還付を保留した消費税額についても、未遂犯として告発しています。

(参考) 令和2年度の税制改正において、令和2年10月1日以降に取得した居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除制度の適用を認めないこととされました。ただし、令和2年3月31日までに締結した契約に基づき、同年10月1日以後に行う居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額については、この改正は適用しないこととされています。



(注) 図の点線部分は、架空の取引を示す。

## (2) 無申告事案

納税者の自発的な申告・納税を前提とする申告納税制度の根幹を揺るがす無申告事案について積極的に取り組み、令和6年度は3件を告発しました。

(参考) 無申告事案には、偽りその他不正の行為を伴う無申告ほ脱犯のほか、不正行為を伴わず、故意に申告書を提出しないで税を免れる単純無申告ほ脱犯の犯罪類型がある。

年度	令和 2	3	4	5	6
告発件数	内1件 2	内3件 4	内3件 4	内7件 9	内3件 3

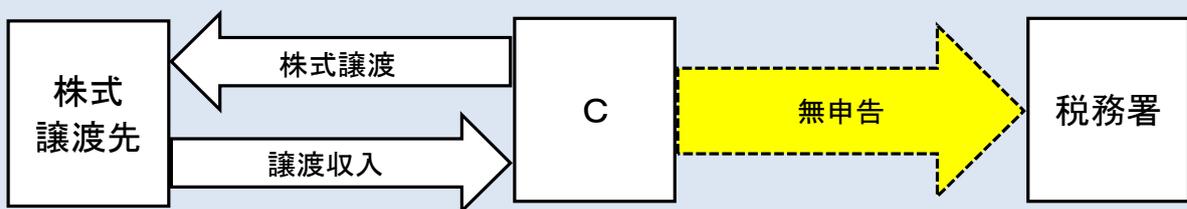
(注) 告発件数欄の内書は、単純無申告ほ脱事案の件数である。

### トピック3 株式譲渡を行った会社役員の無申告事案を告発

一般株式及び上場株式等の譲渡等に係る所得を一切申告せず所得税を免れていた無申告ほ脱事案を告発しました。

#### 【事例】

Cは、国家試験・資格試験等の受験指導を目的とする会社の代表者ですが、自身が代表を務める法人の自己保有株式を関係法人へ譲渡するなどし、譲渡収入を得ていたにもかかわらず、所得税の確定申告書を提出しないまま法定納期限を徒過させ、所得税を免れていたとして告発しました。

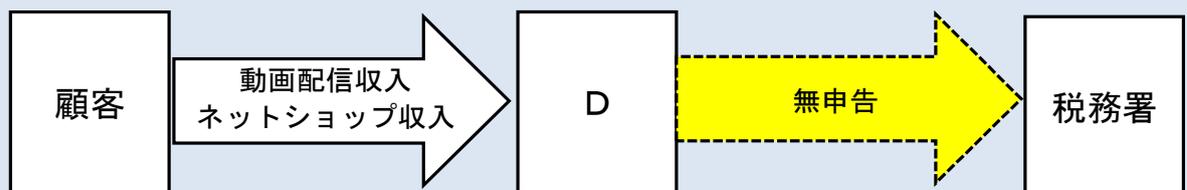


### トピック4 動画配信業を行っている者の無申告事案を告発

動画配信収入等に係る所得を一切申告せず所得税を免れていた無申告ほ脱事案を告発しました。

#### 【事例】

Dは、動画配信業を行っているものですが、動画配信によるサイト運営会社からの使用料収入やネットショップでの商品販売収入を得ていたにもかかわらず、所得税の確定申告書を提出しないまま法定納期限を徒過させ、所得税を免れていたとして告発しました。



### (3) 国際事案

経済社会のグローバル化の進展に伴い、国境を越える取引が恒常的に行われ、資産の保有、運用の形態も複雑・多様化しているところ、国際取引を利用した脱税への対応が求められています。

このような状況の中、外国法人を利用して不正を行っていた事案や海外に不正資金を隠していた事案などの国際事案に積極的に取り組み、令和6年度は10件を告発しました。

また、国際事案では租税条約等に基づく外国税務当局等との情報交換制度を活用しました。

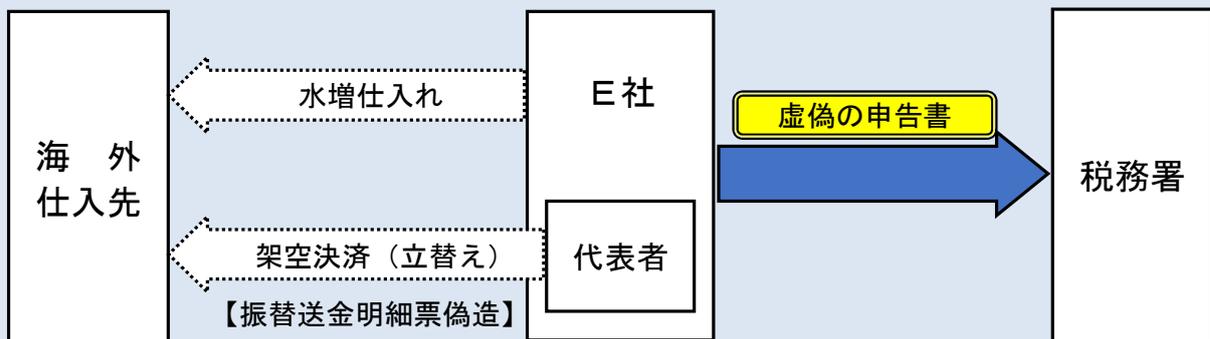
年度	令和 2	3	4	5	6
告発件数	11 件	7 件	9 件	13 件	10 件

#### トピック5 海外法人を利用した国際的な事案を告発

海外法人を利用し、水増商品仕入高を計上していた法人税ほ脱事案を告発しました。

##### 【事例】

E社は、ワクチン接種用のシリンジ（注射器筒）等の新型コロナウイルス感染症対策商品の貿易及び輸出入代行業等を行っているものですが、代表者が振替送金明細票を偽造する方法により水増した商品仕入高を計上するなどの方法により法人税を免れていたとして告発しました。



#### トピック6 国外売上げを除外していた事案を告発

海外法人から入金された一部の売上げを除外していた法人税ほ脱事案を告発しました。

##### 【事例】

F社は、光学部品等の設計・製造を行い、海外法人に対して輸出を行っているものですが、商品の引渡し完了にもかかわらず海外から送金された売上げの一部を帳簿を操作した上、前受金等として計上し、売上げを除外する方法により法人税を免れていたとして告発しました。



(注) 図の点線部分は、架空の取引を示す。

#### (4) 社会的波及効果の高い事案

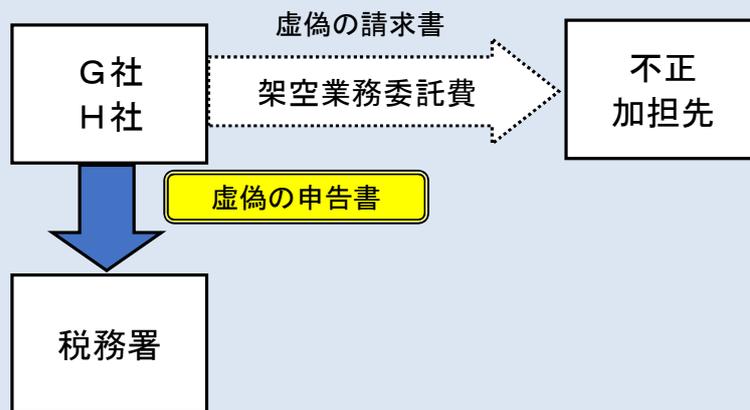
時流に即した事案などの社会的波及効果が高いと見込まれる事案に対して積極的に取り組みました。

##### トピック7 架空の業務委託費を計上していた弁護士法人等を告発

架空の業務委託費を計上するなどしていた法人税及び消費税のほ脱事案を告発しました。

###### 【事例】

弁護士法人G社及び関係会社H社は、自社のコールセンターを利用し、自己完結型の債権回収業務サービスを提供し、大手通販会社等から債権回収業務を請け負っているものですが、不正加担先を利用し、内容虚偽の請求書等を作成した上、取引事実のない架空の業務委託費等を計上する方法等により、法人税及び消費税を免れていたとして告発しました。

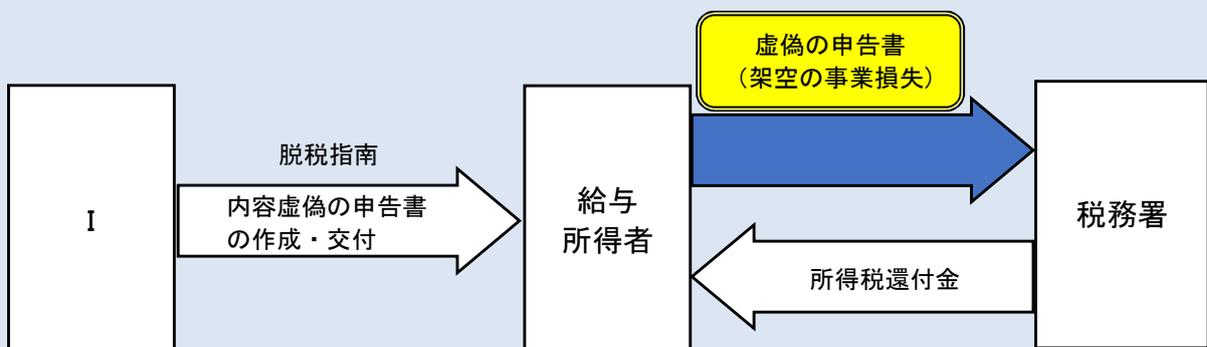


##### トピック8 不正スキームを利用した所得税不正還付事案の脱税指南者を告発

複数の給与所得者に対して、所得税の不正還付を指南した上、虚偽の還付申告書を提出させた脱税指南者を告発しました。

###### 【事例】

Iは、経営コンサルタント業を営む法人の代表者ですが、複数の給与所得者を勧誘した上、架空の事業所得の損失を計上して給与所得と損益通算することで、給与所得に係る源泉所得税の還付を受ける不正手段を指南し、内容虚偽の所得税の確定申告書を作成して同人らに交付し、不正な確定申告書を提出させ所得税を免れさせていたとして告発しました。



(注) 図の点線部分は、架空の取引を示す。

### 3 不正資金の留保・費消状況及び隠匿場所

脱税によって得た不正資金の多くは、現金や預貯金として留保されていましたが、脱税者が数千万円規模の費消をしていた事例も見られました。

その使途としては、

- 不動産の購入
  - 高級車両や高級時計の購入
  - 有価証券等への投資
  - 暗号資産の購入
  - 競馬や海外カジノ等のギャンブル
  - 高級クラブなどでの飲食等の交際費・遊興費
- などがみられました。

また、脱税によって得た不正資金の隠匿場所は様々でしたが、

- 物置内の金庫
  - クローゼット内のキャリーケース
- に現金を隠していた事例などがありました。

### 4 査察事件の一審判決の状況

令和6年度中の一審判決は42件であり、全てに有罪判決が言い渡され、そのうち5人に実刑判決が出されました。

なお、実刑判決のうち最も重いものは、査察事件単独で懲役10月、他の犯罪と併合されたもので懲役6年6月でした。

#### 【一審判決の概要】

- 6名の共犯者と共謀の上、各共犯者を代表者とする営業実態のない法人を利用するなどした上で、同法人において架空の課税仕入れを計上する方法により、消費税及び地方消費税の還付を不正に受けようとし、またコード決済サービス等において利用できるポイントを不正に取得した事案の脱税指南者に懲役6年6月の実刑判決が出された。（電子計算機使用詐欺罪、消費税法等違反の併合罪）

## 5 参考計表

(1) 着手・処理・告発件数、告発率の状況

項目	年度				
	令和 2	3	4	5	6
着手件数	35 件	36 件	51 件	54 件	49 件
処理件数(A)	35	27	51	58	51
告発件数(B)	30	21	41	41	34
告発率(B/A)	85.7 %	77.8 %	80.4 %	70.7 %	66.7 %

(2) 脱税額の状況

項目	年度					
	令和 2	3	4	5	6	
脱 税 額	総額 百万円	2,995	2,636	5,613	4,677	4,038
	同上1件 当たり	86	98	110	81	79
	告発分 百万円	2,564	2,419	4,857	3,716	3,097
	同上1件 当たり	85	115	118	91	91

(注) 脱税額には加算税額を含む。

(3) 税目別告発事案の推移

イ 税目別の告発件数

区分	年度				
	令和 2	3	4	5	6
所得税	2 件	2 件	5 件	2 件	5 件
法人税	22	12	21	28	15
相続税	0	0	0	0	1
消費税	内4 6	内3 7	内9 14	内7 11	内10 13
源泉所得税	0	0	1	0	0
合計	30	21	41	41	34

(注) 消費税の内書は消費税不正受還付事案（ほ脱犯との併合事案を含む）の告発件数である。

ロ 税目別の脱税額

区分	年度	令和				
		2	3	4	5	6
所得税	百万円	301	144	860	270	864
法人税		1,642	1,655	2,469	2,729	1,564
相続税		0	0	0	0	218
消費税		621	620	1,506	717	451
源泉所得税		0	0	22	0	0
合計		2,564	2,419	4,857	3,716	3,097

(注) 脱税額には加算税額を含む。

(4) 告発の多かった業種

令和4		5		6	
業種	者数	業種	者数	業種	者数
建設業	8	不動産業	9	不動産業	10
小売業	7	建設業	5	ソフト産業	2
不動産業	6	小売業	3	小売業	2
—	—	商品・株式取引	3	建設業	2

(注) 同一の納税者が複数の税目で告発されている場合は1者としてカウントしている。

(5) 査察事件の一審判決の状況

年度	項目	①	②		③	④	⑤	
		判決 件数	有罪 件数	有罪率 (②/①)	実刑判決 人数	1件当たり 犯則税額	1人当たり 懲役月数	1人(社)当 たり罰金額
令和 4		内 0 19	内 0 19	100.0	内 0 0	55	14.4	13
5		内 0 25	内 0 25	100.0	内 0 3	71	15.6	16
6		内 9 42	内 9 42	100.0	内 4 5	77	15.8	16

(注) 1 表中の内書は他の犯罪との併合事件を示している。

2 ③～⑤は他の犯罪との併合事件を除いてカウントしている。